

イングランドにおける契約条項 (明示条項と黙示条項)の解釈に係る 最近の判例と日本法への示唆

杉浦 保友

日本大学大学院法務研究科 教授 (現: 日本大学大学院法務研究科 客員教授)・イングランド弁護士

I はじめに

法制審議会民法(債権関係)部会の第19回審議の中で、弁護士の中井氏が、「弁護士実務をやっていて、当事者間できちんとした契約書を作成しないものが非常に多い。それで訴訟になっている。…。そこで書かれていることと当事者が合意したことが違う場合、…裁判所は書面の表示を非常に尊重する傾向がある」と発言している¹。これは非常に重要な指摘である。日本の契約当事者間での契約解釈をめぐる紛争が多いこと、また、裁判官の委員からも裏付けられているように²、裁判実務においては、契約の解釈として当事者の現実の意思の探索や当事者の合理的意思を推定するよりも、むしろ契約文言の客観的意味を尊重しなければ、当事者は納得しないという現実を示している。

イングランドにおける契約書条項の解釈原則は、明示条項と黙示条項を区別して、別々のアプローチを採用している特徴がある。イングランドの上級裁判所は近年、この分野で、興味ある重要判決を次々に出してきたが、特

に最近の判決は振れが大きく非常に注目される。明示条項の解釈原則は、2011年の*Rainy Sky S.A. v Kookmin Bank*³の判決(“*Rainy Sky*事件”)でClarke卿は、現在主流となっている状況主義アプローチの現状を要約したが、2015年の*Arnold v Britton*事件⁴(“*Arnold*事件”)の最高裁のNeuberger卿は、状況主義の行き過ぎを批判し、文言の意味に力点をおくべきと主張し、実務界が歓迎した。ところが、驚いたことに、翌年3月には*Wood v Capita Insurance Limited*事件⁵(“*Wood*事件”)の最高裁のHodge卿はこれを否定し、従来のアプローチの継続性を主張する判断を出した。

条項の黙示については、2009年3月18日の枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)の*Attorney General of Belize v Belize Telecom Limited*事件⁶(“*Belize Telecom*事件”)で、明示条項の状況主義的解釈をまとめることで大きな影響を与えたHoffmann卿が、今度は条項の黙示分野について伝統的なアプローチを離れ、明示条項の契約解釈問題として処理することを主張し、コモンロー世界に大きなインパクトを与え

¹ 法制審議会民法(債権関係)部会第19回会議事録55頁

² 同第60回会議事録51-52頁(岡崎委員発言)、同85回会議事録6~7頁(永野委員発言)、部会資料75B 6~7頁
³ [2011] UKSC 50; [2011] 1 WLR 2900

⁴ [2015] UKSC 36; [2015] 2 WLR 1593

⁵ [2017] UKSC 24; [2017] 2 WLR 1095

⁶ [2009] UKPC 10; [2009] 1 WLR 1988

た。しかし、2015年12月になりイングランドの*Marks and Spencer v BNP Paribas Securities Services Company (Jersey) Limited* 事件⁷（「*Marks and Spencer*事件」）の最高裁判決で、Neuberger卿はこれと批判し、伝統的な基準でのアプローチへの揺り戻しをする判断を出した。これはArnold事件と流れは同じである。

このように揺れ動いているイングランド上級裁判所の判決を中心に明示、黙示の契約条項の解釈について現在の状況の分析を試み、最後に我が国で債権法改正提案の一つとして法典化の努力がなされたに関わらず、実務家の反対で出来なかった契約解釈原則について、イングランドでの議論から何か示唆が得られないか検討した。

II 明示条項の解釈について

1 これまでの流れ

(1) イングランドでは、契約の明示条項の解釈原則についてかつてのアプローチは文理解釈を中心とするアプローチ（literal approach）と言われている。典型的には、1911年の*Lovell & Christmas Ltd v Wall*⁸で、Cozen-Hardy MRによる次のような判示がこれを示している。「裁判所の義務は、書類を、そこで使われている用語の通常の文法的な意味に従って、また当事者間で事前のやり取りには言及せずに解釈することである」。

文理解釈アプローチは、当事者が置かれた状況や商事目的についての膨大な外部証拠を

調べ当事者の意思を考慮することなしに、判事が合理者として当事者が使った契約文言だけを対象にどう解釈するかを基にして判断するものであるから、裁判所は後になって表面化した当事者の食い違った理解の主張や利害対立に惑わされることなく、面倒な証拠調べをせずに、短時間に客観的判断ができるメリットがある⁹。

(2) しかし、この文理解釈アプローチは、その後1971年の貴族院の*Prenn v Simmonds*¹⁰でのWilberforce卿の次のような判示により否定されている。

「契約が理解されるためには、置かれた状況から見る必要がある。契約がたとえ捺印証書でも、置かれた事実の基盤（matrix of facts）から切り離され、純粹に内部的に文言のみを考えて解釈した時代からはかなり時間は経過した」。その後*Reardon Smith Line Ltd v Hansen-Tangen, Hansen-Tangen v Sanko Steamship Co*¹¹において、Wilberforce卿は、更に「（備船契約の条項解釈に関連する）証拠を放棄して、書類の四隅の中に限定すべきということではない。契約は真空状態で策定されるものではない。いつもそれが置かれなければならない背景がある」と述べている。

このWilberforce卿の判示について、1997年の貴族院における*Investor Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society* 事件¹²（以下ICS事件という）でHoffmann卿は、契約解釈原則分野での「根本的な変化」¹³（即ち、文理的アプローチから商事的

⁷ [2015] UKSC 72; [2016] AC 742

⁸ (1911) 104 LT 85

⁹ 日本では、イングランドでは今でも契約条項の解釈を厳格な文理解釈アプローチによっていると誤解している人が多いようである。

¹⁰ [1971] 1 WLR 1381

¹¹ [1976] 1 WLR 989

¹² [1998] 1 WLR 896

¹³ 同上P.912

に意味ある解釈へのアプローチの大きな変化¹⁴⁾と評価している。Wilberforce卿は、文理主義を否定する一方で、当事者の主観的な意図を探求する主観主義的アプローチも否定し、契約の成立当時の背景状況という「事実の基盤」と同じ状況に置かれた合理者が、当事者が使った契約文言に表れた意味をどのように理解するかという客観主義に立つアプローチを述べた。このようなWilberforce卿のアプローチはContextualismと呼ばれる(これを筆者は和訳として状況主義と呼ぶ¹⁵⁾)。この状況主義が、1970年代以降現在まで、イングランドのみならず、コモンローを採用する諸国で主流の考え方として確立された。しかし、それ以前は、Hoffmann卿が「このことはまだ十分に知られているとは思えない」と述べているように、まだあまり注目を集める分野ではなかった。

(3) 状況主義確立に非常に重要な位置を占めるのが前述のICS事件でHoffmann卿が示した有名な5つの原則(「Hoffmann原則」と言われている)である。本稿では紙数の関係でこの5原則の要約のみ紹介する(各項の表題は筆者が追加)。本原則については、弊論文「英文契約書の文言解釈についてのイングランド裁判所の判断基準について」(国際商事法務第44巻第2号(2016))で解説をした¹⁶⁾。

(a) (合理者基準)

解釈とは、契約締結時に当事者が置かれた状況の中で、彼らが合理的に得ることができた背景状況のすべてを知っ

ている合理者に対して書類が伝える意味を確定すること。

(b) (背景の範囲)

背景とは、Wilberforce卿がPrenn v Simmondsにおいて、良く知られている「事実の基盤」(matrix of fact)と言ったもので、書類の文言が合理者の理解方法に影響を及ぼす完全にすべてのもの(absolutely anything)が含まれる。

(c) (契約前交渉と修正命令)

契約前の交渉と当事者の主観的意思の表明は、上記背景の範囲に入らない例外となる。これらは修正命令(rectification)の請求訴訟で認められるのみ。

この点は、法的解釈と日常生活のこぼの解釈のやり方が異なる。しかし、例外との境界線はいくつかの点で不明確。

(d) (書類の意味と文書の意味)

書類が合理者に伝える意味は、その文言の意味と同じことではない。文言の意味とは、辞書的あるいは文法的なことをいう。一方書類の意味は、関連の背景の中で、文言を使った当事者が合理的にどう理解されるかである。背景により、合理者が曖昧な文言のいくつかの意味の可能性の中から選択できるだけでなく、当事者が間違っ使った文言や文章が分かる。

(e) (文言の自然で通常の意味と解釈を通じた修正)

¹⁴ Evan McKendrick, *Contract Law - Text, Cases and Materials* (Oxford 2003)P.397

¹⁵ 杉浦保友「イングランドにおける契約解釈原則—英国貴族院(House of Lords)のChartbrook判決の意義」(日本大学法科大学院法務研究 第13号(平成28年1月29日))22頁

¹⁶ 更にHoffmann原則の詳細な解説は、Sir Kim Lewison, *The Interpretation of Contracts* 6thed(Sweet & Maxwell 2015)参照(この本はイングランドにおける契約解釈の標準教科書と言われている。本稿ではあまり参照することは出来なかったが、最近の変化する重要判例を取り入れた第6版追補版が2017年末に発売された)。

¹⁷ Richard Buxton, "Construction and rectification after Chartbrook", *CLJ* Vol.69 (2)(2010)P.254

文言に「自然で通常の意味」を与えるという「ルール」は、特に正式書類の場合、人は言語的誤りをするということを簡単には認めないという常識を反映するもの。

一方で、背景事情から見て、文言がどこかおかしいと判断される場合は、法は裁判官に対して、当事者が明白に有していたと思われないような意思を認めることを要求するものではない。

Hoffmann原則は、単にそれまでの状況主義の議論を整理しただけと言われているが¹⁷、コモンロー諸国の契約解釈原則に非常に大きな影響を与え、ほとんどの国はHoffmann原則に従うことになり、やっとこの分野に陽が当たることになった。Hoffmann原則は、コモンローの契約法を学ぶ者で知らない者はない位である。しかし、特に(b)で、背景として、合理者の文言解釈に影響を及ぼすabsolutely anythingが含まれるという点について、これだと明確な契約文言を作成しても、後になって当事者がそれを覆すような背景事情の膨大な証拠を持ち出すことを可能とするという指摘や、(e)で、背景事情から文言がどこかおかしいと判断される場合、裁判所が解釈を通じて無制限に修正を認めることになり、裁判所が当事者の契約の自由原則を侵す可能性ある点などが指摘され、Hoffmann原則は行き過ぎであるという批判があった¹⁸。またHoffmann原則は、イング

ランドの伝統に反して、大陸法の主観主義による解釈を導入したという反発もある。確かにBGB133条と157条を根拠として、合理人を基準にした解釈アプローチが主流となっているドイツのそれとHoffmann原則は近似性がある¹⁹。しかし、特に異なっている点は、上記(c)の、契約前の交渉は契約解釈の背景には入らないとしている点である。これはICS事件の後Hoffmann卿による貴族院での最後の判決である*Chartbrook Limited v Persimmon Homes Limited*²⁰の傍論で、再確認されたが²¹、ドイツのみならず、他のコモンロー諸国でも必ずしも同じような原則を採っているわけではない。

状況主義の現状は、次に検討する2011年の最高裁*Rainy Sky*事件でのClarke卿の判決がうまく要約しているとされ、この事件が多く引用されているので、この事件から検討していく。なお、*Rainy Sky*事件と次の*Arnold*事件の詳細は、弊論文「イングランド法の契約条項の解釈原則について判例変更か？」国際商事法務第45巻第2号（2017）で述べているので、ここでは簡単に要約するに止めた。

2 2011年最高裁*Rainy Sky* 事件【事件経緯】

船舶建造契約での取り決めに従い、韓国の船舶建造者による代金の返還保証として、韓国の銀行が買主に発行した支払返還保証（bond）の文言解釈が争われた。パラ3は良

¹⁸ 例えばStaughton LJ, "How Do the Courts Interpret Commercial Contracts?" *CLJ* Vol.58(2) (1999)P.301, Richard Calnan, *Principles of Contractual Interpretation* 2nded. (Oxford 2017)P.81 及び最高裁*Marley v Rawlings* [2014] UKSC 2のNeuberger卿判決パラ37。

¹⁹ Stefan Vogenvauer, "Interpretation of Contracts: Concluding Comparative Observations" in *Contract Terms* edited by A. Burrows and E. Peel (Oxford 2007) PP.128-129, P130. 推測にすぎないが、Hoffmann卿はドイツ語が堪能で、ドイツ法も熟知していたことから、ドイツ法から影響されたことがあったかも知れない。

²⁰ [2009] UKHL 38, [2009] a AC 1101. *Chartbrook*事件の詳細とその意義について、杉浦『前掲論文』（注15）参照。

²¹ Lord Neuberger's speech at Singapore Management University on August 19, 2016. "Express and Implied Terms in Contract" <https://www.supremecourt.uk/news/speeches.htm> (as of January 12, 2017) P.6で実践的理由を3つ（証拠量増加、不確定になる、第三者配慮）挙げている。

く見かける、要求があった場合、無条件で、船舶建造者の支払うべき金額を支払うという連帯保証条項であるが、その前にパラ2が追加されており、パラ3との関係が問題となった。下記文言のパラ2では、船舶建造者の支払不能で返済ができなくなった事態の場合についての規定はない。買主が2回目の分割払いを行った後、船舶建造会社は支払不能に陥り、企業再生手続が開始された。そのため、買主は銀行に対してbondに基づき支払い金額の返還保証の実行を求めたが、銀行はbondでは、船舶建造者の支払不能による返済不能の場合はカバーしてないとして支払いを拒否し、争いとなった。

2. Pursuant to the terms of the Contract, you are entitled, upon your rejection of the Vessel in accordance with the terms of the Contract, your termination, cancellation or rescission of the Contract or upon a Total Loss of the Vessel, to repayment of the pre-delivery instalments of the Contract Price paid by you prior to such termination or a Total Loss of the Vessel (as the case may be) and the value of the Buyer's Supplies delivered to the Shipyard (if any) together with interest thereon at the rate of ... (7%) per annum (or ..., (10%) per annum in the case of a Total Loss of the Vessel) from the respective dates of payment by you of such instalments to the date of remittance by telegraphic transfer of such refund.

第1審では、支払不能の場合に保証が使えないということになると、驚くべき非商事の結果になるとして銀行敗訴判決。しかし、控訴院では、裁判官3名の判断が分かれ、

2対1で銀行が勝訴。

【判旨】

最高裁は全員一致で、控訴審の判断を認めず、銀行敗訴。

Clarke卿の判示は次の通り。

(1) 当事者が使った文言が明白な場合、結果がいかなるものであろうとそれを適用せざるを得ないが、もし文言が二つ以上の意味を持つ場合、全ての背景知識を持っている合理者を基準として、裁判所はビジネス常識に合致する解釈を選び、他の解釈を拒否すべき。

(2) 保証銀行は、パラ2がなければ、パラ3の下では、支払不能を含めて、造船所のすべての支払義務を保証することについては、争いがない。問題はパラ2を挿入したことにより、パラ3が別の解釈になるかであるが、二つの解釈ができる。控訴法院の多数意見は、裁判所がbondの自然で明らかな解釈から外れるとしたが、パラ2はパラ3の支払を制限するのではなく、パラ3が発動される場合の例示とみるべきである。更にもし当事者が特に支払不能の場合を排除する特約をしたなら、それを造船契約およびbondで明確に記述すべきであった。本事案では、船舶建造者がすべての支払義務を負っている中で、支払不能の場合だけ取り出し、保証がカバーしないという解釈では、保証の担保目的からみて、商事的に意味をなさない。

【注釈】

後述のArnold事件の最高裁判決で文言重視が強調されたが、本事件でもClarke卿は文言が明白な場合、裁判所は、結果がいかに非商事的であろうと、それに従わざるを得ないとして、その限りで文言の重要性を認めていることに留意が必要である。しかし、文言の自

然な意味といっても、自然な意味をそのまま適用するのではなく、商事契約については、商事的に意味あるような解釈をすべきとしている。これはICS事件でのHoffman原則の(d)と(e)共通のものである。

3 最高裁Arnold事件

【事件経緯】

原告・被上告人のArnold氏は、南ウェールズの保養地のOxwich Leisure Parkの91の別荘の所有者で、問題の長期リースのLessorである。被告・上告人は、Britton氏を含む25の別荘の43名のLesseeである。91の別荘が同じような条件で1974年12月25日から99年リースで賃貸されている。ただし、リース供与の時期により、1つの大きな違いがあった。66の別荘はサービスチャージが3年毎に上方修正され、残りの25の別荘は毎年上方修正されることになっていた。紛争となったのは、この25の別荘のLesseeとLessorの間のサービスチャージの上方修正を規定した次の3条(2)項の解釈の問題である。

“To pay to the Lessor without any deduction in addition to the said rent as a proportionate part of the expenses and outgoings incurred by the Lessor in the repair maintenance renewal and renewal of the facilities of the Estate and the provision of services hereinafter set out the yearly sum of Ninety Pounds and Value Added Tax (if any) for the first Year of the term hereby granted increasing thereafter by Ten Pounds per hundred for every subsequent year or part thereof.” (アンダーラインは筆者が追加)

サービスとは、Lessorが負担した別荘地のごみ回収、草刈コストなどである。サービスチャージをこのまま毎年10%ずつ増加させて

いくと、2072年末には、単純計算でLesseeはこの豪華でもない別荘のサービスチャージとして一人1,025,004ポンド（レートを1ポンド143.5円とすると、約1億4710万円）の巨額な負担をしなければならないことになる。

Lessorは、サービスチャージとして、1年目90ポンド、その後毎年複利計算で、10%の固定額の増額を要求できる権利あることの確認判決を求めて提訴。しかし、Lessee側は、Lessor側の解釈はバカバカしい結果となり、正しくないと反論。Lesseeの責任は、実際にかかったサービスチャージを公平な割合で支払う義務を負うだけで、この数値は最大限度を規定したもので、上記のアンダーラインの“hereinafter set forth”と“yearly sum”の間に“up to”を入れる修正をして読まれるべきと反論した。

第1審では、Lessee勝訴。しかし、高等法院および控訴院ではLessee敗訴。

【判旨】

最高裁は、5対1でLessor側の解釈を採用し、Lesseeは敗訴した。

最高裁のNeuberger卿および他4名の裁判官の多数意見は次の通り。

(1) 状況主義の行き過ぎを次のように強く批判した。

「(a) 商事常識や契約締結の周辺環境を、対象規定文言の重要性を低く評価するために使ってはならない。例外的な場合を除き、商事常識や周辺環境と異なり、当事者は規定文言をコントロールできるのであり、意味は文言から明瞭に得られる。

(b) 裁判所は、文言の自然な意味から外れるために、ドラフティングの欠陥を探したり、そのように解釈することは正当化されない。

(c) 商事常識は事後的に適用すべきではない。自然な文言に従って解釈したら、契約の仕組みが一方の当事者にとってひどい結果となったというだけで、自然な文言から外れて良い理由にならない。商事常識は、当事者または当事者の立場の合理者が契約成立時にどのように認識していたか、もしくは認識できたはずだったかという範囲のみに関連する。

(d) 解釈の目的は当事者が合意した意味を確定することであり、裁判所が仮定的に合意すべきものを考えることではない。不適切か、まずいアドバイスの結果から当事者を救うような契約解釈をするのは裁判所の役割でない。契約解釈では、判事は馬鹿な当事者を支援したり、ずい当事者を罰するために契約を修正したりするのは避けるべきである。

(e) 契約締結当時存在し、両当事者に知られ、または、合理的に知ることができた事実または状況のみを考慮できるが、一方の当事者のみが知っている事実または状況を考慮することは正しくない。

(e) 契約文言上、当事者が意図し、計画してなかった出来事が事後的に発生することがある。その場合、契約締結時に当事者が意図したことが明白な場合、又は、当事者が意図したはずのものを基礎として、それに効果を与えるべき。

(g) lessorとlesseeの間でサービスチャージ増額メリットがアンバランスであることから、サービスチャージ条項は制限的に解釈すべきという意見があるが、この条項のみ解釈の特別ルールに従うというのは納得できない。

(2) 上記(a)から(g)を考慮しながら、本事案を次のように分析した。リース契約3条(2)の文言の意味は明確である。条項の前半、即ちhereinafter set outの文言までは、賃借人は、賃貸人が提供することを約束したサービス提供コストを賃貸人に支払うために年額チャージを支払うと規定し、条項の後半はいかにサービスチャージが計算されるかで、これは固定額であり、賃貸人の契約上のサービス提供のコストに応じた額でないことが明らか。固定費とすれば実際の支出するコストと支払額が一致しないのは賠償額の予定と同様、必然的結果である。何年も非常に高い割合でインフレが進んでいた時代に、リース契約が結ばれたことは正当に考慮すべき背景事情である。インフレを認識し、これに対処するため当事者が特定の増加方式を選択したことは十分合理的である。数値がリース供与当時の予想をはるかに超えたという事実があったとしても、条項が別の意味となる理由にはならない²²。また上告人が、10%増加はサービスチャージの年額の最大限度を定めたと主張しているが、3条(2)の自然な意味から離れ、そこにはない文言を挿入することになる²³。また3条(2)のドラフティングにはマイナーな誤りがあるが、それだからといって文言の自然な意味から外れることを正当化できない²⁴。

(3) これに対してCarnwath卿は、次のように述べ、従来の状況主義の立場から多数意見に反対した。91の別荘のリース契約を年代ごとに詳しく分類した結果、上記リース契約3条(2)文言は不明瞭で、lessorが支出したサービスチャージをlesseeが分担すると解釈

²² Arnold事件判決パラ24～28、41。上記(e)を適用するものであろう。

²³ 同上パラ31～32

²⁴ 同上パラ34。上記(b)を適用するものであろう。

できる。Rainy Sky事件のClarke卿の判示と同様、全ての背景事情を知っている合理者からみて、lessor側の解釈は商事的におかしい結果となる。またlessee側が主張した限度額の追加文言は、商事的に非常識な結果をもたらすものでない²⁵。Carnwath卿のこの少数意見について、Neuberger卿は、判示の中で、商事的常識は、事後的に持ち出すべきでないとし、当該リースが高インフレ懸念の時に結ばれたというリース契約成立時の背景事情があり、当事者はそれを十分理解した上で、固定的サービスチャージを選択したもので、インフレが10%以下の状況になれば、このような結果は必然であり、予定した結果にならなかったとあって、解釈を変えるべきでないというコメントをしている。

【評釈】

少数意見のCarnwath卿の判示は、商事的常識を重視したRainy Sky事件のClarke卿のアプローチを踏襲したと解されるが、Neuberger卿の意見は明らかにこれとは異なっているように思われる。Neuberger卿は、契約文言解釈の要素の最初に「条項の自然で通常の意味」を挙げており、また上記(a)で「商事的常識や契約締結の周辺環境を、対象規定文言の重要性を低く評価するために使ってはならない」と言っているように、契約文言の解釈で自然で通常の意味を従来以上に重視している。Arnold事件の判決は、lesseeには悲惨な結果となった。もしlesseeがこのようなリスクに気付いていたら、3条(2)項の文言に同意したか疑問に思われるが、Neuberger卿は、自然な文言に従った解釈の結果、

lesseeに過酷な結果となったとしても、仕方がないとする。

Arnold事件判決では、Rainy Sky事件で示された商事的常識重視から、文言の自然な意味重視の方向にシフトさせたと理解されている。しかし、Rainy Sky事件でも、Clarke卿は、当事者が使った文言が明白な場合、結果いかにかわらずそれを適用せざるを得ないと言っており、この点Arnold事件のNeuberger卿の意見と異なるわけではない。一方、Arnold事件で、契約文言を重視したとしても、文理解釈アプローチに戻ったということではない。何故なら、当該リース契約は、高いインフレ時代に、インフレに対処するために当事者が毎年10%固定額で上昇するサービスチャージを合意したという背景状況を考慮して文言解釈をしている。結局状況主義の範囲中で強調する力点を変えただけでもいえる。

しかし、当然のことながら、Arnold事件は実務家から大いに歓迎された²⁶。

Rainy Sky事件とArnold事件の違いは、おそまつなドラフティングの結果契約の文言の意味が不明瞭で複数の解釈が可能である場合に、文言の意味をより重視するか、商事的常識を含む契約締結状況をより重視するかのという形で今後も起きてくる可能性がある。そんな中で、2017年3月に最高裁のWood事件の判決が出された。最高裁として方向性が示されたのだろうか。最新の事案を詳細に検討する。

4 最高裁Wood事件

【事件経緯】

本件はSureterm Direct Limited（対象会社

²⁵ 同上パラ80～159

²⁶ たとえば、SolicitorのSimon Duncan, "Oxwich Park: stepping back from the brink- contractual interpretation after Arnold v Britton", *Amicus Curiae*, Issue 101 (Spring 2015) P.P.9-11

という) という主としてクラシックカーのための自動車保険を提供する専門保険仲介業を行っている会社の買収契約書の中の、補償条項の解釈が問題になった事案である。対象会社の売主は、同社の94%の株式を所有しているWood氏(W氏という)と残りの株式を所有する二人の株主で、買主はCapita Insurance Services Ltd(C社という)である。株式譲渡契約(以下SPAという)が作成されたが、詳細で専門的に起案されたものであった。SPA第7.11条は、買収前の期間中に次のことがあった場合は、売主はC社およびC社のグループの各メンバーに補償する規定がある。

"The Sellers undertake to pay to the Buyer an amount equal to the amount which would be required to indemnify the Buyer and each member of the Buyer's Group against all actions, proceedings, losses, claims, damages, costs, charges, expenses, and liabilities suffered or incurred, and all fines, compensation or remedial action or payments imposed on or required to be made by the Company following or arising out of claims or complaints registered with the FSA, the Financial Services Ombudsman or any other Authority against the Company, the Sellers or any Relevant Person and which relate to the period prior to the Completion Date pertaining to any mis-selling or suspected mis-selling of any insurance or insurance related product or service."

買収直後、対象会社が見積もりで提示した保険料よりかなり高くなるようにミスリードして保険を顧客に販売しているという不正販

売が発覚し、C社と対象会社はFSA(Financial Services Authority)にこの事実を届け出た。FSAは対象会社に約1.35百万ポンドを関係顧客に支払うように命令した。C社側はW氏に対して上記7.11条に基づきこの1.35百万ポンドと約40万ポンドの利息及び賠償スキームコストをW氏に請求した。しかし、W氏側は、補償請求は対象会社の顧客によるFSAへのクレーム若しくは苦情から生じたものに限定しており、対象会社の自己申告からのものには上記条項は適用がないとしてこれを争った。

高等法院は、顧客によるクレーム又は不平の申立てがなかったとしてもW氏はC社に補償することを要求していると判示したが、控訴院は、これを認めず、7.11条の適用を、その文言の文字通りに限定した²⁷。C社は、控訴審は、Arnold事件の最高裁判決が、Rainy Sky事件の最高裁が示した契約解釈基準を変更したというW氏弁護士の主張に影響を受けて、状況にほとんど重きを置かず、補償文言に注目し過ぎて誤った判断をしたという興味ある主張をして、契約上の補償は、クレーム又は不平から生じる損失に限定するものではないとして上告した²⁸。

【判旨】

最高裁は全員一致で、C社の主張を退け、次のような注目すべき理由を示して、7.11条の補償は文言通りに、クレーム又は不平から生じた場合の損失に限定されると判示した。

(1) 契約解釈分野において、文理主義と状況主義はどちらが制するかという戦いの中で相反する考え方ではない。むしろ、契約解釈

²⁷ Wood事件判決バラ22

²⁸ 同判決バラ23

で文言を客観的に確定するため特定状況に応じて異なった役割として使えるツールである。高度で、複雑なためにスキルある専門家の助けにより、交渉し、起案された契約の場合は、主として文理的な分析ツールによりうまく解釈できる。一方非公式で、簡単な、専門家の助けがない契約の場合、事実の基盤を解釈で重視すべきである。しかし前者の場合でも当事者の相反する目的、コミュニケーション不足、異なるドラフティング実務、合意までの期限などの為に論理的で、整然としたテキストが作成されない場合がある。また事実の基盤や、同じタイプの契約での同様の規定の目的を考慮することで分かる、詳細で専門的に作成された契約条項もあることに留意すべきである。

契約解釈のアプローチに関し、*Arnold*事件は、*Rainy Sky*事件で要約されたアプローチの再修正ではない。*Rainy Sky*事件判決と*Arnold*事件判決は同じことを言っている²⁹。

(2) SPA第7.11条の合意状況として、契約条項全体からみると、SPA附則4（30頁の詳細なWarrantiesが記載されている）と附則5のpara 3（Warrantiesの2年間の時間的制限）とSPA 8条（売主の責任限度額）という他の契約規定の存在を考慮すべきである。7.11条は、附則4のPart 14（para 18と19）の広いWarrantiesの追加である。C社は契約に従い会社の従業員の販売実務を検証し、2年以内にWarranties違反のクレームをすることができた。これは不合理な期間とは思われない。当事者が時間的制約ある広い範囲のWarrantiesを合意し、一方で時間の制約が

ないが、限定的状況でのみ発動される補償に合意したことはビジネス常識に反するものではない。C社にとっては、SPAはまずい取引だったかもしれないが、取引を改善するのは裁判所の役割でない。本件補償を発動するかは、原則当事者が使った文言の注意深い検討で決定が可能だった。

【評釈】

*Wood*事件について、Hodge卿が判決文を書いたが、*Arnold*判決を書いたNeuberger卿も、*Rainy Sky*事件の判決文を書いたClarke卿も、判事として参加し、これに賛成していることは注目される。それだけ両者とも受け入れられる内容の判決であったことになる。

*Wood*事件では、一般論として、Neuberger卿が文言と背景の関係を変更して、文言重視というアプローチを採用したとされていることを否定し³⁰、Hoffmann卿やClarke卿との継続性を認めた。どのアプローチを採用するのではなく、中立的立場を取り、一方のアプローチが他方のアプローチを排除するのではなく、2つのアプローチは契約解釈にあたり、等しく尊重されるべきで、それぞれが契約解釈のために使われるべきツールであると統合した³¹。しかし、どんなアプローチを使っても、結論が導ければ良いことになり、今後の下級審や実務家にとっての適切な指針を示したことになるように思われる。本件ではSPAという詳細で専門的な契約書の条項解釈の問題であったせいか、SPA7.11条を契約全体から文言上狭く解釈し、結局*Arnold*事件と同じアプローチを採用し、これに商事的合

²⁹ 同判決para 14

³⁰ Sir Kim Lewison, *supra* note 16 P.P.4-5

³¹ Lord Sumption's speech on "Question of Taste: The Supreme Court and the Interpretation of Contracts" at the Harris Society Annual Lecture, Keble College, Oxford on 8 May 2017 <https://www.supremecourt.uk/news/speeches.html> (as of January 12, 2018)

理性にも反するものでないと重ねた。更なる最高裁による判例を待つ必要がある。

Ⅲ 黙示条項について

契約がなされたとき、全てを細かいところまできちんと合意されるとは限らない。また当事者が意図的に重要な条項のみ明文で規定し、それ以外の詳細は特にそのまま放置していることもある。そんな中で当事者にとって予想外の事態が起きて、当事者間で争いになることがある。イングランドにおいては、これは裁判所による黙示条項 (implied terms) の問題となる。それが認められる基準は何かが問題である³²。

イングランドでは伝統的に、19世紀以来の判例法で、条項の黙示は明示条項の解釈とは異なる基準で判断されてきた³³。イングランドの契約条項の黙示に関しての主要な判例の詳細な解説は、近々発刊予定の故澤田壽夫先生の追悼論文集(信山社)の拙稿「イギリスの契約条項の黙示についての判例の動向—Moorcock事件からBelize Telecom事件を経て、Marks and Spencer事件まで」に譲ることとして、ここでは簡単に述べるにとどめる。

1 これまでの流れ

(1) 伝統的な条項の黙示に関する判決の中で、最も重要な判決の一つが19世紀後半のThe Moorcock事件³⁴である。この古い判例が現在も有効なイングランド法として生き残

り、今なお多くの判例で引用されているのは驚きである。本事案での条項の黙示の問題は、埠頭管理サービス契約において、明示の条項はなかった埠頭所有者の被告が棧橋の河底が船を危険にさらさない状態を確保するために合理的な注意を払うという条項の黙示が認められるか否かであった。担当の判事の一人のBowen LJは、ビジネスマンである両当事者が意図していたに違いない取引に、ビジネス上の効果 (business efficacy) を与えるために必要な場合に黙示条項が認められ、かつその場合のみ認められるという原則 (business efficacy基準) を打ち立てた。このBowen LJ原則は、Richard Austen-Baker氏の調査によると、LEXISで報告された400の事案で参照されており、未報告の上級審、下級審の事例や、名前を出さずに原則のみが適用された事例を入れれば、これよりはるかに多くの事案で参照されているという³⁵。

(2) 上記business efficacy基準に加えて、officious bystander (「お節介な見物人」もしくは「言うまでもない」) の黙示基準が裁判所によって認められた。そのきっかけはReigate v United Manufacturing Co (Ramsbottom) Ltd³⁶の控訴審でのScrutton LJによる、当事者にとり (条項の黙示が)「余りに明らか」という判示であったが、その後のSkirlaw v Southern Foundries (1926) Ltd³⁷において、控訴審のMakinnon LJは、一般的にbusiness efficacy基準とは別の基準として、officious bystander基準を打ち立てたと評価

³² Chitty on Contracts 31rd ed. (Sweet & Maxwell 2012), パラ13-002

³³ Belize Telecom事件判決パラ1~15、Marks and Spencer事件判決パラ22、Lord Neuberger's speech, supra note P.4

³⁴ (1889) 14 PD 64,68

³⁵ Richard Austen-Baker, *Implied Terms in English Contract Law 2ed.* (Elgar Commercial Law and Practice 2017) P.145

³⁶ [1918] 1 KB 592, 605

³⁷ [1934] 2 KB 206, 227

³⁸ J.Beatson, A.Burrows, J. Cartwright, *Anson's Law of Contract 30th ed.* (Oxford 2016) P.162

され、むしろこの判示の方が教科書でよく引用されている³⁸。MaKinnon LJは、「当事者が取引を行っている時、お節介な見物人（officious bystander）が、合意の中に何らかの明文規定を入れたらどうかと口をはさんだとして、両当事者が『ああ勿論だ』と言ってそれを遮るような場合」黙示されるとするもの。

(3) Simon卿は、それまでの黙示条項の法の正確で包括的な宣言として*B.P. Refinery (Westernport) Pty Ltd v President, Councillors and Ratepayers of Shire of Hastings* (BP Refinery事件) の枢密院司法委員会判決で、次の要件を示した³⁹。

「条項が黙示されるためには、次の条件（重複するかもしれないが）を満足する必要がある：(1) それが合理的で公平であること；(2) 契約にビジネスの有効性を与えるために必要でなければならぬ、それがなければ、条項は黙示されない；(3) あまりに明白であることから言うまでもないことでなければならぬ；(4) 明確な表現が可能でなければならぬ；(5) 契約の明示条項と矛盾してはならない」

これについて*Philips Electronique Grand Public SA v British Sky Broadcasting Ltd* (*Philips*事件) の控訴審において、Sir Thomas Bingham MRは、この定式は単純し過ぎており、ミスリーディングであると言った⁴⁰。しかし、上記Simon卿の公式はイングランドにおける伝統的な条項黙示の考え方を表すものとして一定の支持を受けている。またその後

の判決、例えば*Belize Telecom*事件⁴¹でも*Marks and Spencer*事件⁴²でも引用されている。

(4) 契約解釈と黙示の関係の区別は、*Belize Telecom*事件の主要なテーマであり、また*Marks and Spencer*事件でも問題となったが、その前に*Philips*事件におけるBingham MRの下記コメントがよく引用されている⁴³。

「契約解釈での裁判所の通常の役割は、曖昧さを解決し、明らかな不一致を調和させることで、当事者自身が契約を表現した文言の真の意味を考えることである。契約条項の黙示は、これと異なった、より意欲的な作業：前提として当事者自身が何らの規定を置かなかった事項を処理するために条項を差し入れることを含む。条項の黙示は潜在的に侵害的であるから、法はこの特別権限の行使に厳格な制限を課している」

2 枢密院*Belize Telecom*事件

本判決は、次の*Marks and Spencer*事件が出るまでは、黙示条項について大きなインパクトがあった最近の判決であり、この分野の法を変えたとも言われた⁴⁴。

【事件経緯】

本件では、定款の文言の解釈が問題となった⁴⁵。*Belize*の電話通信サービス会社 (*Belize Telecommunication Ltd*) (以下会社という) の定款では、民営化に伴い発行されたC株の37.5%以上を保有する特別株主である*Belize Telecom Ltd* (以下BTという) が、取締役4名の中2名 (特別C取締役) を選解任でき

³⁹ [1977] 52 ALJR 20; [1977] UKPC 26

⁴⁰ *Philips Electronique Grand Public SA v British Sky Broadcasting Ltd* [1995] EMLR 472, 481

⁴¹ *Belize Telecom*事件判決パラ27

⁴² *Marks and Spencer*事件判決パラ18-19

⁴³ Lord Neuberger's speech, *supra* note 21, P.10

⁴⁴ Sir Kim Lewison, *supra* note 16, P.310

⁴⁵ *Belize Telecom*事件判決パラ1 ~ 15

ることになっていた。しかし、その後BTが持ち株の37.5%を下回ったため、解任権を失ってしまい、特別C取締役2名を誰も解任できない事態となった。会社の定款112条では、明文で一定の場合取締役の職を辞すべき事項が列挙されているが、上記事態を明白に扱う規定はない。

被上告人は、取締役は自ら辞任するか、定款112条に抵触するか、または死亡する場合以外は、排除できないと主張。一方上告人は、これは不合理な結果で、定款には、そのような場合、特別C取締役は職を辞めるという黙示条項があると解されると主張した。Belize控訴院ではその余地もなければ必要性もないと認めなかったが。その最高裁は黙示条項を認め、更に英国の枢密院司法委員会への上告が認容された。

【判旨】

(1) Hoffmann卿は、条項の黙示についてのアプローチについて、「書類の中で、条項が黙示されていると言われるすべての事案で、裁判所にとっての問題は、そのような条項は関連の背景に対して読まれたならば、書類の合理的な意味をどう理解されるか明文で言えるかどうかである。…（伝統的な *officious bystander* 基準や *business efficacy* 基準等について）、これらはBoard意見では、異なった、若しくは追加的な基準ではない。一つの疑問があるだけである；関連の背景から、全体として読んだ時、書類は合理的に何を意味すると理解されるか？ということである」⁴⁶と述べ、条項の黙示問題を契約解釈問題として統合する考え方を示した。

更にHoffmann卿は、*Business Efficacy* 基準について、次のような2つの興味深いコメントをしている。

「第一の点は、『ビジネス』という文言を使用することで、関連背景を知っている合理者にとり、書類が何を意味するか検討する場合、観念的な読み手は実務的な結果を考慮すると推定することになる。商事的な契約書類の場合、彼は別の解釈をすると当事者の明確なビジネス目的を損なうか否かを検討するだろう。…第二の点は、『必要』という文言を使用していることで、裁判所は、黙示条項が当事者にとり合理的な表現と考えただけでは十分でないということである。裁判所は、契約が実際に何を意味するか満足するものでなければならない」⁴⁷。そして、「ビジネス効果を与えるために必要ということを書類の解釈の基本プロセスから切り離して」別物として扱う危険を指摘する⁴⁸。

Officious bystander について、Hoffmann卿は、この基準を否定しているわけでないが、当事者が条項黙示について何と答えるかを問うという役割でなく、「合理者が何を意味すると理解しているかを別の方法で述べるに過ぎない」とする。しかし、契約の実際の当事者、若しくは書類の作成者（若しくは仮定的な作成者）が提案された黙示条項について、客観的な解釈からでなく、主観的に何を考えたか推測する方に注意が向いてしまうリスクがあると指摘する。また、複雑な書類の起草者がいくつかの出来事について明示の規定を置かなかったが、それは彼が明示の条項と背景を検討したが、起きるかもしれない偶然性を十分考えていなかった場合がある。この場

⁴⁶ 同判決パラ21

⁴⁷ 同判決パラ22

⁴⁸ 同判決パラ23

合、お節介な見物人の問いに対し、当事者は「もう1回説明してくれますか」ということになり、必ずしもこの基準は役に立たないと言った。

また、1977年の枢密院司法委員会のBP Refinery 事件⁴⁹でSimon卿が示した条項黙示の5つの要件について、Hoffmann卿は次のように述べた。

「各リストは、それぞれクリアしなければならぬ一連の独立基準としてではなく、判事が、提案された黙示条項が、契約の実際の意味を説明するための基本的な考え方を示すものか、又は、何故そのような意味にならないと考えるかを集めたものと考えべき」。

(2) これを本件に適用し、「2つのことが直ちに明らかである。第1は、取締役会はそのメンバーが様々な会社参加者の利害を反映するように構成されてきたこと…。第2は、定款が政府（又は書面の指示によりその承継者としての特別株主）に賦与する権限は、関連時にその会社における経済的利益に従って注意深く段階的になっていること」⁵⁰。

取締役の選解任の仕組みの優先的目的、即ち取締役会は定款に書かれたスキームに従って、適切な株主の利益を反映することを確保するという目的を損なうことを避けることが黙示に要求される。取締役会の構成についての黙示は、限られた人のみが知り得る外部証拠によるのではなく、定款自身のスキームと、限定的範囲で、基本定款から明らかであって、Belize国民の誰もが知っている背景、即ち電話通信は国家独占で、会社は民営化計画の一部であることを基にする。

特別株主が特別株の償還を求める権限を行使した場合、解任権限ある特別株主がいなくなったことから、特別選任取締役はその職から排除されないことになる。しかし、このことは合理的にみて、彼らが永久にその職に止まることを意味しない。定款は特別株式がなくなった時に、特別選任取締役も共になくなるのが黙示で規定されていると考えるべき。もし特別選任取締役についてこのような黙示条項が明らかに必要であるというのであれば、同様に、特別株主は存在するが、特別C取締役を選解任できるC株を37.5%保有しない場合でも、特別C取締役に關して同じ原則が適用される。

【評釈】

伝統的なアプローチでは黙示条項へのアプローチと明示条項の解釈は全く別のアプローチという立場であったが⁵¹、Hoffmann卿は、黙示条項も、追加的な基準ではなく、また契約とその他の書類とを問わず、解釈（construction）の問題であるとした。これにより、伝統的な黙示条項の基準を単なる解釈のための補助手段に格下げしたのか否かをめぐり議論を巻き起こすことになった。本判決の結果、多くのコモンロー国の裁判所は、本判決を伝統的なアプローチを否定したと考え、積極的に評価した。しかし、シンガポール控訴院は、*Foo Jong Peng v Phua Kiah Mai*⁵²において、*Belize Telecom*事件判決は少なくとも、伝統的なビジネス効果とお節介な見物人基準が黙示条項の中心ではないと提案するもので、これはシンガポール法の考え方

⁴⁹ 上記脚注20参照

⁵⁰ 同判決パラ28

⁵¹ *Chitty on Contracts*, supra note 32, パラ13-002

⁵² [2012] 4 SCR 1267 パラ34-36

でないとしてこのアプローチを拒否した。英国では、下級審は*Belize Telecom*事件に従う判決が出ていたが、次に述べる*Marks and Spencer*事件の最高裁判決ではシンガポール控訴審と同様にHoffmann卿の考え方を原則否定した。

3 最高裁*Marks and Spencer*事件

【事実の経緯】

Tは、リース契約条項で認められた権利に従い、2012年1月24日にリース契約を解約した。その際、解約条件となっていた次期4半期の賃料全額 (£309,172+VAT) を2011年12月25日に支払った。その後、リースが終了した2012年1月24日から2012年3月25日までの期間についての基本賃料の割合相当部分については、リース契約ではLがTに払い戻しする黙示条項があり、それに従いLに対して払い戻すべきと請求しLを訴えた。

第1審では、原告Tの返済請求権を認めたが、控訴院は被告Lの控訴を認めたことで、原告が最高裁に上告した⁵³。最高裁は全員一致で、上告を棄却した。

【判旨】

判決を書いたNeuberger卿は、条項の黙示について、*Belize Telecom*事件判決を批判して次のように述べた。

(1) 特に*Belize Telecom*判示パラ21で述べられた「たった一つの問題があるだけだ。関連背景を下に、書類を全体として読んだときに、それが合理的に何を意味するか理解できるか」であるとする見解について2点指摘

した⁵⁴。

(a) *Belize Telecom*事件判決が出た後も契約への条項の黙示に関する法についてなんらの変化はないという点についてシンガポール控訴院の判断は正しい。しかし、*Belize Telecom*事件判決で示された「すべての規定と取り巻く環境を知っている契約の合理的読み手が、黙示されていると理解する場合に条項が黙示されるという考え方は同意できる」

(b) 条項の黙示と解釈の関係の整理について、「解釈問題で考慮すべき要素、即ち、契約で使われた文言、契約当時両当事者が知っている周りの環境、商事の常識、及び合理的読み手、若しくは合理的当事者というのは、黙示問題でも考慮されねばならない。しかし、だからと言って、黙示の作業は、解釈と同時に進行すべきとも、解釈作業の一部として分類されるのが適正ということも意味しない。条項や文章を黙示する場合、黙示される文言は仮説によるので、解釈されるためそこにあるわけでないから、文言を解釈するものでない；黙示条項を含めて契約全体を解釈することは、特にこの状況で解釈とは実際何を意味するか問題を避けることになる故に、助けにならない」⁵⁵。

更にこれに関連して、「恐らくほとんどすべての契約の黙示条項の紛争において、明文文言の解釈プロセスが終了してから初めて黙示条項の問題が考慮される。何を当事者が明文上合意したか決定する迄、そのように条項が黙示されたか、もしそうならどんな条項かを決定することができない。」「更に、明文条項に反する場合、条項の契約への黙示はできないという基本原則からみて、契約明文条項

⁵³ *Belize Telecom*事件判決パラ12

⁵⁴ *Marks and Spencer*判決パラ22

⁵⁵ 同判決パラ27

が解釈されるまで、少なくとも通常は更なる条項が黙示されるか適切に決定することができないというのが論理的なように思われる」⁵⁶（アンダーライン筆者）。Neuberger卿は、Hoffmann卿の*Belize Telecom*事件における見解は、「黙示条項について権威あるガイダンスというより、特に秀逸な議論として扱うべき」⁵⁷と厳しいコメントを付けている。

(2) 具体的に事案の処理については、次のような理由で原告が主張する黙示条項は認められないとした。

(a) 賃料は前払いと後払いとを問わず、コモンローでは日数により分割されないという原則が長い間確立されている。これを修正するために制定された今でも効力あるApportionment Act 1870第2条は、「すべての賃料、年払い、配当、その他の所得の性質を持つ定期払いは」「金銭上の利息のように、1日ごとに発生すると見なされ、従って時により分割可能である」とされているが、この条項は後払賃料に適用され、前払賃料については適用ないという解釈が今でも拘束力ある。

(b) 本リース契約は非常に十分かつ慎重に考慮された契約であること、また、その中には、原告が主張している黙示条項と同じ性質の明示の義務が含まれていること、及び前述の明確で一貫した司法判断として、前払賃料が分割できないという原則が長い間明確に確立していることから、賃借人が支払日に前払した賃料の分割部分を受け取れるという意味を両者が共有していたと解釈するのは間違いである。賃借人が2011年12月25日の前と後とで、£919,800+VATを支払った結果が異なるということが異常であると言えるとして

も、黙示条項がないと契約が働かないとの主張を正当化させるものでない。実際いつ支払うかは賃借人次第であるから、結果は商事的にもそれ以外でもおかしいとは言えない。従って、実質的に2011年12月25日に前払されるBasic Rateは時間単位で分割されるべき条項がリースに黙示されているとする原告の主張は認められない。

(3) Carnwath卿は、本件棄却の結論については、同意するものの、*Belize Telecom*事件の評価についてNeuberger卿の批判に対して異論を述べ、Hoffmann卿の判決は通常以上の学問的論争を引き起こしたことは間違いないが、その判決が引き続き権威あることは争いのないものであり、それを疑わせる根拠はない。それどころか、それが裁判所を導く貴重で啓蒙的な一連の要素を統合するものになっていると、高く評価した。

【評釈】

(a) Neuberger卿は、*Belize Telecom*事件判決により条項の黙示についての伝統的アプローチを変更させたというこれまでの一般的な評価に反対し、*Belize Telecom*事件判決が出た後も契約への条項の黙示に関するイングランド法の伝統についてなんらの変化はないとしている。しかし、Neuberger卿は*Belize Telecom*事件判決で示された「すべての規定と取り巻く環境を知っている契約の合理的読み手が、黙示されていると理解する場合に条項が黙示されるという考え方は同意できる」と言っており、前述のシンガポール控訴院のように*Belize Telecom*事件判決が全く受け入れられないとは言っているわけではない。

⁵⁶ 同判決パラ28

⁵⁷ 同判決パラ31

(b) 条項の黙示と解釈との関係について、本判決では、黙示の作業は、解釈と同時に進行すべきでなく、明示条項の解釈のあと契約の黙示が検討されるべきというのは、説得力がある。日本でも後述の通り、本来的解釈、規範的解釈で処理できない場合、初めて補充解釈が検討されるべきという議論がなされているのは *Belize Telecom* 事件判決の趣旨と似ている。しかし、日本では条項の黙示を探索するだけでなく、あくまで条項の解釈論の中で議論されている。

(c) そもそも *Belize Telecom* 事件は枢密院司法委員会の判決であり、イングランドの裁判所を拘束するものでない。イングランド法の下での現在の条項の黙示は、最新の最高裁の判決である本判決により、*Belize Telecom* 事件判決で、Hoffmann 卿が示した契約の条項黙示について、契約全体から契約解釈の一部というアプローチは結局採用されず、改めて、明示条項の解釈とは異なるルールが適用されるイングランドの伝統的条項黙示のアプローチを再確認したと解される。

IV 日本法への示唆

日本の現行民法には、契約解釈について明文の規定は置かれていないが、従前から法律行為の解釈、または契約の解釈という形で、民法学者の間で論じられてきた⁵⁸。

最近の民法（債権法）改正作業では、民法学者による2009年の『債権法改正の基本方

針』⁵⁹で、それまでの議論を踏まえて、契約解釈原則を民法で明文化する提案が行われ、更にそれを中心に法制審議会、民法（債権関係）部会で、契約解釈として議論されたのは、①「本来的解釈」（当事者の共通意思があればそれに従って解釈する）、次に②「規範的解釈」（当事者の共通意思が明確でなければ、契約文言その他の表現の通常に意味のほか、契約に関する一切の事情を考慮して、当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈する）、最後に③「補充的解釈」（それでも確定できない場合、当事者がそれを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できる場合は、それに従って解釈する）⁶⁰、という順番で当事者の意思を基準に解釈することの是非であった⁶¹。②と③の区別が明確でないが、具体的な補充方法は、慣習、任意法規（補充法規）、条理や信義誠実という客観的規範による。しかし、このような客観的規範による補充だけでは問題があることが指摘され、契約についての当事者自治原則を可能な限り尊重して、実際の契約に即した個別的な補充解釈が行われるべきとして、当事者が実際に行った契約から一定の趣旨を読み取ることが出来る場合、それに従って補充を行うことが必要であるとして民法改正提案がなされた。個別的な補充に相当するものを認める必要があることは、現在学者の間では、おおむね一致を見ているとされていた⁶²。しかし、前述の通り、パブリックコメント（パブコメ）での反対からみて、必ずし

⁵⁸ 日本での契約の解釈についての歴史的経緯については、沖野真己「契約解釈に関する一考察（二）—フランス法を手がかりとして」（法協109巻4号）2頁以下参照。

⁵⁹ 『債権法改正の基本方針』NBL904（商事法務 2009）123頁

⁶⁰ 文言は、民法（債権法関係）の改正に関する中間試案によった。

⁶¹ 法制審議会の部会での一連の詳細な審議過程については、北山修悟「契約の解釈と契約理論(1)~(3)」（成蹊法学第84号、85号、86号）に詳しい。

⁶² 山本敬三「契約の解釈と民法改正の課題」『(石川正先生古希記念論文集)『経済社会と法の役割』(商事法務 2013年)717頁

も一般から支持されたものでないことが明らかになった。

パブコメでは、契約解釈規定を改正法案に設けること自体について反対論が多かった。また、部会の審議では、基本的に契約書で用いられた文言等の客観的事情を出発点にして、合理人基準で、表示の客観的意味を探求する作業が行われている裁判実務と異なるという指摘がされた。法制審議会部会での長い間の議論にも関わらず、契約解釈原則について明文化することに失敗した原因について、北山修悟氏は「契約の解釈と契約法理論(3)」において、「当事者基準」に拘ったことが原因であり、もし「合理人基準」を検討することに同意していれば、審議が錯綜することはなく、明文化が可能だったと予測している⁶³。

北山氏は、「当事者基準」を採用するのは比較法的に例がないと疑問を呈しているが、オクスフォード大学の比較法のStefan Vogenauer教授はInterpretation of Contracts: Concluding Comparative Observations⁶⁴で、日本と同じく当事者の共通意思を追求するのが解釈の目的とする主観主義を採るフランス民法（1156条）の下でも、いかに当事者の意思を発見するかという議論になると困難に直面し、契約のテキスト（文面）とコンテキスト（状況）から追求されなければならないとして、純粋に客観的要素（契約文言、契約の性質、置かれた状況、慣習等）を使って主観的意思を決定しており、フランスの主観主義のアプローチは、実質的というより思想及び修辭的な意味であると指摘する。またドイツではBGB133条の下では、前述の通り⁶⁵、

当事者の真の意思を追求するものであるが、157条の下では、当事者の意思を完全に放棄し、合理人基準のアプローチを採用していると解している⁶⁶。ドイツ法のこの考え方はイングランドの伝統的客観主義（Hoffmann原則(a)参照）と驚くほど近い。

イングランドでは、契約解釈基準の基礎は、状況主義に立つものの、前述Hoffmann原則(a)で述べているように、契約締結時に当事者が置かれた状況の中で、当事者が合理的に得ることが出来た背景状況のすべてを知っている合理者に対して、書類が伝える意味を確定するものとしており、基準は当事者でなく仮定的な合理者で、当事者の主観的な意思表示は排除する。ただし、「とうもろこし」とするところを「じゃがいも」とうっかり記載した場合は、合理人基準で「じゃがいも」と解釈するわけでない。間違いが存在したことが契約作成時点で明確である場合、修正命令（rectification）の問題として、裁判所が契約解釈とは別のルールが適用され、文言の修正を行う。現在のイングランドの契約解釈原則はWood事件の判決により、専門家が参加して、詳細に交渉をして作成された契約の場合は、文言の自然な意味で解釈するが、そうでないような場合によっては、当事者が置かれた状況や商事目的等を加味して文言を解釈することが可能である。このアプローチは理論的ではないかも知れないが、極めて実践的である。日本での合理人基準での解釈アプローチに十分応用ができる。

日本での上記議論の中で、反対論が強かったのは、補充的解釈の規定であった⁶⁷。

⁶³ 北山「前掲論文(3)」(注61) 5～6頁

⁶⁴ Stefan Vogenauer, supra note 19, P.P.125-129

⁶⁵ 上記II. 1(3) 4頁

⁶⁶ BGB157条は、「商事慣習を鑑みて、信義則の要求に従って契約を解釈する」と規定する。

⁶⁷ 北山「前掲論文(2)」(注61) 24頁

法律行為の解釈について表示主義が通説であった時は、解釈と補充を区別されなかったが、米国法でのinterpretationとconstructionの区別を参考に⁶⁸、裁判官の法律行為の解釈の名の下に「意味発見」と「意味持ち込み」の異質の操作が含まれているという認識が一般的となり⁶⁹、それと共に、「意味発見」としての狭義の契約解釈と、「意味持ち込み」として、補充にあたるものが分化した。法律の意味としての法律行為の解釈によっても意味が明らかにならない場合は、裁判規範の補充が必要となり、裁判官による裁判規範の定立が行われるとする。これを法律行為の解釈に含めてしまうと、意味の探求という作業との違いをあいまいにするという⁷⁰。これは *Belize Telecom* 事件でHoffmann卿の条項の黙示は契約解釈問題であるとするアプローチに対しNeuberger卿が「使われた文言の解釈することと追加文言を黙示することとは異なったルールの支配する異なったプロセスであるという事実をあいまいにする」⁷¹と述べて批判した内容と極めて似ている。

日本での「補充解釈」問題は、イングランド法では条項の黙示の議論で処理されていると考えられる。両者の違いについて特に論じた論文は日本では見つからなかった。前掲Richard Austen-Baker⁷²によると、コモンローの下では意味を持つ条項の黙示という議論は大陸法国では不要となっていると指摘する。何故なら大陸法では、民法典があり、そ

の中にそれぞれの条項となるべきものが規定されており、更に信義誠実原則で広く補っているからと説明する。ただ面白いことにその脚注6で、大陸法国の中でも国により異なっていると指摘し、特にHarald Baum, *Japan: Economic Success and Legal System*に掲載された論文⁷³を引用し、日本では契約の履行上、もしくは、商慣行からの条項の黙示が使われているとしているが、根拠は定かでない。また法制審議会民法（債権関係）部会第85回の補充解釈の提案について、裁判官の永野委員は、「実務的には実際には黙示の合意を認定できる場合がほとんど」と発言され⁷⁴、補充解釈と黙示の合意を区別しているように思われるが、それ以上の説明はなく、両者の区別についての具体的な説明はなく、報告者が調べた限りでは、まだ日本でこのテーマを扱っている論文は見つからない。

大陸法の影響をより強く受けていると言われているユニドロワ国際商事契約原則第4章4.8条に条項の補充が規定されており、それとは別に第6章第6.1.1条に、黙示条項についての規定を置いており、補充と黙示のアプローチは異なるものであるとの前提に立っていると思われる。しかし、区別の基準は不明確である。

日本では、債権法改正の議論を通じ、狭義の契約解釈と補充を区別せず、本来は黙示の契約条項として考察されるべき問題が補充解釈の問題として議論されていることについ

⁶⁸ 沖野「前掲論文」(注58) 109頁

⁶⁹ 山本敬三「補充的契約解釈(五)」(法學論叢120巻3号 1986年) 9～11頁

⁷⁰ 山本「前掲論文」(注62) 715頁

⁷¹ *Marks and Spencer*事件判決パラ26

⁷² Richard Austen-Baker, *supra* note 35, P.3

⁷³ Zentaro Kitagawa, "Use and Non-Use of Contracts in Japanese Business Relations: A Comparative Analysis", edited by Harald Baum, *Japan: Economic Success and Legal System* (Walter de Gruyter 1997) PP.145-165

⁷⁴ 法制審議会民法（債権関係）第85回会議事録 6頁

⁷⁵ [1977] 52 ALJR 20; [1977] UKPC 26

て、学者とも実務家とも特に疑問を呈していないようである。前述の*Belize Telecom*事件で、黙示条項の問題は、契約解釈の問題とするアプローチを提案したHoffmann卿の判示と多くの共通点がある。しかし、前述のようにイングランドでは、*Marks and Spencer*事件で、結局これは認められず、別々のアプローチであるとされた。何故なら、前述の*Philips*事件でBingham MRが示したように、条項の黙示は、当事者自身が何ら規定を置かなかった事項の処理のために裁判所が黙示の条項の挿入を認めることになり、当事者自治への侵害となる可能性があるため厳格な制限（business efficacyとofficial bystander要件を含む、BP Refinery事件でSimon卿が述べた5要件⁷⁶）が必要であるからである⁷⁶。更に*Marks and Spencer*事件で、Neuberger卿は、何を当事者が明文上合意したか決定する迄、条項が黙示されたか、もしそうならどんな条項かを決定できないことや、明文条項に反する場合、条項の契約への黙示はできないという基本原則からみて、契約明文条項の解釈が優先されるべきで、それ迄は条項が黙示されるか適切に決定できないという理由を挙げた。

イングランドでのこのような考え方の基礎には、伝統的にコモンローの世界における裁判所の役割があると考えられる。裁判所は当事者の契約自治および契約自由の原則を最大限尊重し、*Marks and Spencer*事件の判決でも再三繰り返し判示しているように、当事者が結んだ契約をできるだけ補充、修正しないように配慮している。そのため、裁判所が積極的に動くことはあくまで例外である⁷⁷。

Richard Austen-Bakerによると⁷⁸、大陸法系の国では、民法典の存在と信義誠実の原則があることから、コモンロー国ほど契約自由の原則をそんなに強調する必要なく、条項の黙示が問題になっていないとしているが、日本でも補充解釈のいくつかは条項の黙示として正面からとらえ直してみる価値はあるかもしれない。

法制審議会部会の審議過程をみると、イングランド法については、基盤があまりに異なっていると考えられたのか、専門家がいなかったからなのか定かではないが、全く比較の対象として採り上げて議論されなかったようである。しかし、明示条項、黙示条項を問わず、契約の解釈の問題は、特定国だけの問題でなく、普遍性ある分野でもあり、議論の過程で、実務と食い違う懸念が失敗の原因であったのであれば、判例法国として実務的な判断がされているイングランド法での状況を学ぶことは日本での比較法的考察上有益であると思われる。今後更に研究課題として考察を進めたい。

V おわりに

かなり駆け足で、イングランド法における明示条項の解釈、条項の黙示についての判例の現状を見てきた。この分野は、長い歴史があるにも関わらず、近年非常に大きな動きがあった。特に近年は大きく変貌していく社会を反映して新しい種類の契約が数多く作成されている。新しい種類の契約紛争も増え、これからは新しい判決が次々出されるだろう。今後の動向に注意を払っていきたい。

⁷⁶ *Marks and Spencer*事件判決パラ28（前述15頁参照）

⁷⁷ *Philips*事件での前掲Sir Thomas Bingham MRの判決 P.481

⁷⁸ Richard Austen-Baker, *supra* note 35, P.3

杉浦報告コメント

阿部 博友

一橋大学大学院法学研究科 教授

I はじめに

企業法務に永年関わってきた経験から、国際契約のドラフティングに際して重要であるのは明確性と包括性であり、後者については特にイマジネーションが重要で、ビジネス担当者が予想しない様々な状況を予想しつつ、不測の事態にも耐え得る契約条項を盛り込むことが肝心であると心得ている。しかし、ビジネスとは人と人が生み出す複雑な権利義務関係の構築物であること、そしてビジネスをとりまく政治経済情勢はめまぐるしく変化することなどから、契約交渉段階では当事者が予期しなかった問題（利害の対立）が、契約締結後に生じることが少なくない。そうしたトラブルが法的紛争に発展した場合は、当事者間のビジネスとは全く関わりの無い審判者（担当判事や仲裁人等）が、契約書に記された外部的徴表をたよりに、契約の「本来的解釈」、「規範的解釈」そして「補充的解釈」といったプロセス¹を通じて権利義務を確定することになる。ここに当事者の「意思」が重要であることは当然であるが、そうした「意思」の正確な把握は、第三者にとってはもちろん当事者間においてすらしばしば困難であると考えられている²。

杉浦会員の報告は、契約解釈の基準に関連してイングランドにおける近時の判例を紹介し、そこから日本における契約解釈論への示唆を検討している。以下に、わが国における契約解釈論のこれまでの経緯と債権法改正を通じて浮き彫りになった問題点を概観することによって、同会員の報告に基づく日本法への示唆について検討を試みる。

II 契約解釈の基準に関する問題意識のレベル

企業法務担当者は、準拠法や当事者間の紛争解決条項については、最大限とも言える注意を払って契約交渉に臨むものの、国境を越えた解釈基準の相違についてまでは、十分な注意が及んでいない可能性がある。契約解釈基準は、国によって異なっているにも関わらず、契約条項の一般的な意味合いに依拠して作成された契約書は、それが訴訟などの法的紛争に発展した場合に、裁判官など審判を下す者がどのように解釈するか、本来であれば、その作成の段階で必要な注意を払うべきであろう。国際契約に関しては、契約準拠法が必ずしも紛争解決地（裁判管轄を有する国や仲裁地）の法律と一致していない場合もあるので問題は複雑である。

¹ 債権法改正の基本方針における項目【3.1.1.40】、【3.1.1.41】および【3.1.1.42】。

² 松尾弘「契約解釈における当事者の「真の意思」—私的自治を支える「意思」の規範的解釈に関する「民法と税法の接点」からの考察—『慶應法学』第15・16合併号（2010年3月）53頁。

この点、わが国においては契約解釈の基準に関する問題意識の希薄さが指摘されている³。その背景としては、わが国の民法がフランス民法典やドイツ民法典と異なり、契約ないし法律行為の解釈に関する規定を持たないこと、わが国では「契約における方式の自由」や「自由心証主義」が当初から採用されていたこと、そしてわが国の判例が契約の解釈を事実問題と解してきたことなどが挙げられる⁴。そうであるとすれば、我々は契約解釈の基準について、より真摯に向き合って検討しなければならない。

Ⅲ わが国における契約解釈論の推移

契約の解釈に関しては、現行民法には規定がないものの、1890年公布の民法典では、フランス民法を参考にして、かなり多数の規定が置かれていた⁵。しかし、1898年に施行された民法典では、草案を起草する段階で、これらの規定はすべて削除され、契約解釈について明文の規定は定められないことになった。その理由については、1890年民法における解釈原則は当然のこととされ、明文で定める必要性が認められず、またこの基本原則を具体化し、補完する一連の規定も、煩雑であり、法律で特に定める必要はないと考えられたと推測されている⁶。

わが国で契約の解釈が本格的に論じられるようになったのは、1910年代から20年代にかけてであり、この時期に表示主義を基調とした伝統的通説が形成された⁷。この特徴は、客観的解釈、個別的解釈、解釈・補充一元論そして合理的解釈の4つの特徴にまとめられ⁸、それは裁判実務でも法律行為の解釈の方法や基準として深く浸透していった。

しかし、1960年代以降には上記の伝統的な通説を見直す動きが展開され、現在では伝統的通説は、もはや通説とは言えない状況になっている⁹。それらは、①「解釈の分化、②狭義の解釈—客観的解釈の見直し、③解釈・補充二元論の見直し—補充的解釈の分化、そして④合理的解釈の見直し—修正的解釈から内容規制へといった4つの潮流によって把握できる¹⁰。

そのような状況の下で法制審議会において民法（債権法）改正の審議が開始されることになったが、それに先だって2009年に民法（債権法）改正検討委員会が『債権法改正の基本方針』を発表し、契約の解釈についても改正提案がなされた。以下はその概要である。

1 契約の解釈に関する基準の明確化：基本方針【3.1.1.D】は、「〈1〉法律行為ないし意思表示一般についてではなく、契約の解釈について基本的な解釈準則を定める。〈2〉契約の解釈に関する個別の解釈基準は、不明確基準に関するものを除き、明文化しない¹¹」

³ 大塚哲也「わが国における契約解釈論と情報提供義務論の断絶」『法學政治論究』第88号（2011年3月）178-179頁。

⁴ 同上、178-179頁。

⁵ 山本敬三「契約の解釈と民法改正の課題」（石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』（商事法務、2013年）707頁。

⁶ 同上709頁。

⁷ 我妻榮『民法総則』（岩波書店、1930年）371頁以下。

⁸ 山本「前掲論文」（注1）709-711頁。

⁹ 同上、711頁。

¹⁰ 同上、712-719頁。

¹¹ 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅱ』（商事法務、2009年）147-149頁。

と定められた。これは比較法的にみても、法律行為ないし契約の解釈について、基本的な解釈基準を定める例が圧倒的多数であること、そして法律行為については、その類型に応じて解釈の基準がことなるということが共通の認識であるところ、実際上もしばしば問題とされる契約について解釈準則を規定することが示された。

2 本来的解釈：基本方針【3.1.1.40】は「契約は、当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない¹²⁾」と定められた。これは、当事者の意思が一致しているときに、それにしたがって解釈するという考え方が現在では支配的となっていることを反映した基本方針である¹³⁾。

3 規範的解釈：基本方針【3.1.1.41】は、「契約は、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情のもとにおいて合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈されなければならない¹⁴⁾」と定める。当事者の意思が異なるときも、表示の客観的な意味にしたがって解釈すべきことは現在でも有力な見解である¹⁵⁾。ただし、ここでは言語や記号が有する一般的な意味をそのまま解釈の基準とする訳ではなく、むしろ当事者が表示手段を用いた際の事情を考慮すべきことが強調されていて、そのような文脈において当該表示手段がどのような意味を有するのかが問題とされてきた¹⁶⁾。

4 補充的解釈：基本方針【3.1.1.42】は、「【3.1.1.40】および【3.1.1.41】により、契

約の内容を確定できない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときには、それに従って解釈されなければならない¹⁷⁾」と定める。これは狭義の解釈（上記**2**および**3**）により契約内容が確定することができない事項が残っている場合でも、客観的な法規範による補充だけが行われるのではなく、当事者が実際に合意した契約から一定の趣旨を読み取ることができる場合には、それにしたがって補充を行うべきとする現在わが国において有力な見解を反映した基本方針である¹⁸⁾。これは、補充が任意法規にしても慣習にしても、それらは典型的な場合を想定したものであり、常に実際の契約に適合するわけではないので、契約が、当事者が自らの法律関係を形成するために行うものである以上は、その当事者が知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときは、それを尊重することが契約制度の趣旨に合致するからであると説明される¹⁹⁾。

IV まとめ—契約解釈基準の規定化に関するコンセンサスの欠如と今後の解釈論の展望

杉浦会員の報告にも触れられているように、契約解釈規定を改正法に設けることに対する反論が強く、わが国では結局明文の規定を設けないまま、契約解釈論は、今後学説や実務に委ねられる結果となった。杉浦報告で

¹²⁾ 同上、150-151頁。

¹³⁾ 山本「前掲論文」(注1)727頁。

¹⁴⁾ 民法(債権法)改正検討委員会『前掲書』(注11)151-154頁。

¹⁵⁾ 山本「前掲論文」(注1)728頁。

¹⁶⁾ 同上。

¹⁷⁾ 民法(債権法)改正検討委員会『前掲書』(注11)154-156頁。

¹⁸⁾ 山本「前掲論文」(注1)729頁。

¹⁹⁾ 民法(債権法)改正検討委員会『前掲書』(注11)156頁。

触れられている明文化に反対する意見（同報告Ⅳ参照）の他に、契約の解釈はそもそも事実認定の問題であるという見解²⁰や、解釈基準を民法に設けて事実認定を枠付けると、個々の事案に応じて柔軟に解釈することができなくなり、硬直的な解決をもたらす懸念²¹などが示されている。しかし、これらの見解は契約の解釈基準を民法に明文化することの基本的な意味が十分に理解されていないことを原因としているように見受けられる。そもそも、契約の合意のプロセスは単なる事実関係ではなく、当事者が意思をもって交渉することを通じて権利義務を形成するものであり、その結果としての契約には法律上一定の効果が付与されるという、いわば基本的な社会インフラである。したがって、それは当事者の共通の意思を尊重しつつも、その解釈の基本的な枠組みが法律で定められて然るべきであろう。

わが国における今後の議論に際して重要と思われるのは、杉浦会員の報告にある比較法的な視点であろう。そもそも今回の民法改正は、「紛争の解決を通じて、予測可能で透明性が高く構成なルールを設定し、ルール違反を的確にチェックすると共に、権利・自由を侵害された者に対して適切かつ迅速な救済をもたらす²²」ようなグローバル社会における司法制度を目指して議論されてきたはずである。そうであれば、比較法的な視野からグローバル社会に妥当する契約解釈の基本的枠組みの構築を目指す必要があるだろう。

²⁰ 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理180頁。

²¹ 同上、447頁以下。

²² 内田貴『債権法の新時代「債権法改正の基本方針」の概要』（商事法務、2009年）7頁。